

令和6年 第12回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年12月5日（木） 午前9時00分～10時40分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（33人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹 欠席
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸 欠席	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉 欠席	23	久原 勤	36	片渕 秋正 欠席
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（4人）

9番 香月伸幸 10番 橋本重吉 32番 吉原春樹 36番 片渕秋正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（12号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について

業務連絡事項

- 1 令和7年第1回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和7年1月7日（火）9時00分
場所 白石町役場 3階大会議室
- 2 あっせん事業について

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳壺

7 その他出席職員

農業振興課	農業者係	原田大地
佐賀県農業協同組合		職員

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和6年12月第12回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、9番 香月伸幸委員、10番 橋本重吉委員、32番 吉原春樹委員、36番 片渕秋正委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、33番 岩石学委員、34番 山崎三智治委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 179 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第179号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第179号、議案書1ページです。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、父から子への贈与です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第179号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 180 号 =

議長 続きまして、議案番号第 180 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 180 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、申請地の隣接農地を譲受人が耕作していることから今回の申請をなされたものです。
譲受人は米、麦、大豆などを約 5.1ha 作付けされています。
今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 181 号 =

議長 続きます、議案番号第 181 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 181 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 11 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲受人の宅地に隣接する畑を売渡すための申請となります。
譲受人は、譲渡人が転出後から長年にわたり申請農地を管理栽培されており、今後も芋、野菜などの作付けを行われるとのこと。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 181 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 181 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 182 号 =

議長 続きます、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 182 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 182 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①から⑤までは、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、⑥と⑦は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②③及び⑥は、農業用機械置場、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、④⑤及び⑦は、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は住宅に隣接する農地で、農業用資材置場、農地への進入路、宅地拡張及び家庭菜園の申請となっています。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 182 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 183 号 =

議長 続きますして、議案番号第 183 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 183 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、貸駐車場、貸資材置場にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 184 号＝

議長 続きまして、3 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 184 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 184 号、権利の種類は使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員から補足説明をお願いします。

委員 地元農業委員として 11 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は漁業、農業を営んでおり、不足している資材置場や駐車場を整備する申請です。

隣接には農地はなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 184 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 185 ～ 186 号＝

議長 続きます、4「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について」を議題とします。説明者として農業振興課、JA 佐賀の職員の入室をお願いします。

(説明者入室)

議長 議案番号第 185 号と 186 号は、玉葱乾燥貯蔵施設、コンテナ置場、駐車場、搬入路の新設における農用地利用計画の変更の議案となっております。始めに農業振興課に説明を求めます。

農業振興課 農業者係

農業振興地域整備計画の担当をしております農業振興課農業者係の〇〇と申します。

本日は農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

議案番号 185 号の申請者は、中区の〇〇さん、議案番号 186 号の申請者は同じく中区の〇〇さんです。

今回の農用地利用計画の変更は、佐賀県農業協同組合が、玉葱乾燥貯蔵施設、コンテナ置場、駐車場、搬入路新設計画における農業用施設用地としての利用計画の変更であり、用途区分の変更のみであります。農業用施設用地としての用途区分の変更である場合は、農業委員会での審議は必要ありませんが、今回の変更は 12,607 m²の変更であり、1 ヘクタールを超えるため農振法施行規則に基づき農業委員会から意見を聴取する必要があります。

また、農振法に定める 6 つの要件すべてを満たす必要はなく、3 号要件の農地の集団を阻害しないことと、5 号要件の土地改良施設の有する機能に与える影響がないことを満たす必要があります。位置図の 15 ページをご覧ください。道路、宅地、水路に囲まれた農地であり、集団化を阻害しないので 3 号要件を満たします。次に 16 ページから 17 ページをご覧ください。転用予定地の間を水路が通っていますが、水路の付け替えを行いますので、5 号要件も満たします。

本議案については、先ほど申しました要件につきまして、県と事前相談を行った上で提案させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長 続いて、JA 佐賀から補足等あればお願いします。

JA JA 佐賀営業部の〇〇と申します。

私より補足説明させていただきます。

今回、この施設の取得にあたりましては、JA 佐賀全体の玉葱の貯蔵乾燥を行うということで、今、JA 佐賀の中には、この白石を中心といたしまして、隣の鹿島、杵島、そして佐賀から東側、三神エリアにも玉葱部会がありますけれども、7つの部会がございまして、部会長と言われる代表者が7名、副部会長あわせて連絡協議会を立ち上げております。連絡協議会につきましては、今後の佐賀県の玉葱をどうやって振興していくかということについて、いろんな課題を共有する中で、やはり一番大きな問題となっておりますのが、人手不足なり、高齢化、コスト面もございましてけれども、中でも、圃場から集荷に持つていくための労力、根切り葉切り、こういったものに対する労力が多大であるということで、この部分をどうにか解決していきたいということで、今回この施設について協議をされております。その一つが圃場からの鉄コンテナを活用して搬入する方法、もう一つが根切り葉切りをせずに搬入できるような方法ということで、今回の貯蔵乾燥施設という事に関しまして協議いただいた中で、取得をしていくと連絡協議会の中で要望がありましたので、今回、施設を整備していくということで計画をしております。補足につきましては、以上です。

議長 説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。今、説明をいただきまして、5000 m²というところがいわゆる貯蔵乾燥施設になると思うのですが、容量としては何tぐらいで、1日の搬入量は最大でどれくらい予定をされているのか、生産者の方々は出荷する際に、出荷の割当が非常に厳しいと話をよく聞きます。出したい時に出せないと聞くので、今回、根付き葉付きということで、実際の搬入は早くても今期ではなく来期以降になると思いますので、容量とか、最大1日の入荷量とか分かっていたら教えてください。

JA 今計画しておりますのは、中晩生を中心といたしまして5000tの容量の施設を計画しております。ですので、1集荷につきましては、今、協議をしている最中ですので、なるべくスムーズに受け入れができるような形で検討していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○番 今、計画は春一番の出荷、集荷ですか。あとの利用は。

JA 今、考えておりますのは、中晩生以降を乾燥させるという施設としていますが、春一番なり、早生につきましては、風乾について利用を考えております。ただ、中晩生以降につきましては、そのあと根切り葉切りの処理をする上で、重要な施設になっておりますので、その二つの方法で考えております。

○番 ありがとうございます。

○番 ○番の○○です。この施設については、広域集荷という考え方なのでしょうか。

杵島、鹿島含めて。

JA はい、広域でメインとサブということで、メイン施設として考えております。时期的にも玉葱の選果につきましては、ピークは春、早生からありますけれども、想定につきましては、既存の選果施設を利用しながら、メインとなりますこの施設を活用して、一体的に運用を行う予定です。

○番 搬入体制はどういう考えでされているか、分かっているでしょうか。

JA 今の集荷場・選果場で一時集荷を行ったあと、横持ちにより搬入する方法と直接搬入する方法とこの二つを考えております。

議長 他にありませんか。

○番 ○番の○○です。5000 t入るとのことですけれども、その後の選果とかは既存の施設を使うということで、新設は考えていらっしゃらないということですか。新たに転用をするとか、そういうことは今の計画の中ではないということでしょうか。

JA 5000 tは貯蔵施設ということで、選果には、計画している施設の隣に○○センターがございますので、○○センターを今後機能強化しながら活用をしていく予定でございます。

○番 ○番の○○です。鉄コンのことについて聞きたいのですが、鉄コンは現在選果場で使われている鉄コンを利用という形ですか。それとも、新しく小さい鉄のコンテナとかそういうものになるのですか。

JA 今使っているものはもちろんそのまま使いますし、足りなくなると思いますので、新規で新たに鉄コンを導入する予定です。

○番 鉄コンが軽トラックだったら重量オーバーになるので、そこら辺は大丈夫かなと気になって確認しました。

JA 園芸センターの○○と言います。今話があったように、白石の方が800 kgの鉄コンを約4000基使用していますので、それは継続して使用し、広域集荷になりますので、白石地区外からは500 kg鉄コンを考えています。横持ちは大型トラックによる搬入を検討していますが、500 kgの鉄コンがトラックの荷台を効率よく活用できるためを500 kgの鉄コンでの搬入を検討しています。

○番 ○番の○○です。ここは、有明排水路の裏というか、前というかそこでしょう。30年前、有明排水路ができる時、掘削して作業させてもらって、○○センターがで

きるときも、業者が独特の地盤を知っていたか、知らなかったかは分かりませんが、ここは大きな建物で 5000 t からと話が出ていますが、地盤とかの施行計画はどのように考えていますか。

JA はい、もちろん地盤調査をしながら対応していきたいと思います。

○番 参考に教えますが、ここは 33m までシルト層、いわゆる濁泥、その下が細かい砂層、それから礫層。シートパイルを打つとしたら、シートパイルというのはあくまで土留め用の、これは打っておかないと重機が通って振動しただけで、ポーンといくので。施行される前に把握してしないと大変なことになりますよ。

ここで、大雨でも降ると大変なことになりますよ。

○番 ○番の○○です。利用料関係としては、農家は誰でも手取りが欲しいということで、価格の安定化とかを目指していますけれども、利用料金がどういうふうに動いて行くものかをお知らせをいただきたいと思います。

JA 施設の規模と言いますか、内容をどういった形で、装備、機能のレベルにもよりますけれども、押さえていきながら、利用料等は考えておりますが、そこはまだ出ておりませんので、今、詰めて協議を行っております。

○番 なるだけ安く、お願いしたいと思います。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 185 号から 186 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 185 号から 186 号は当委員会で承認することに決定いたします。農業振興課、佐賀県農業協同組合の職員の退室をお願いします。

(説明者退出)

= 議案番号第 187 号 =

議長 続きます、5「令和6年白石町農用地利用集積計画(12号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第187号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第187号の「農用地利用集積計画(12号)について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

続きます、「利用権設定関係」でございます。2ページから3ページに相対での設定が24件、4ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が32件、合わせて56件の計画が提出されており、賃借権設定が49件、使用貸借権設定が7件となっています。

区分の内訳として新規が39件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが16件ありました。再設定は17件でした。

今回の利用権の総面積は404,593㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが15件、会社法人によるものが9件、農地中間管理機構によるものが32件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は11件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして61件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第187号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第187号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きます、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、4ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第187号、利用権設定のうち、4ページの整理番号1番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。○○委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第187号、利用権設定のうち、4ページの整理番号1番以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 188 ～ 193 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第188号から193号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第188号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、18 ページから 22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 189 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、伊ヶ代の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 190 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、旭通の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、25 ページから 28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 191 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、29 ページから 30 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 192 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、31 ページから 32 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 193 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、牛間田の〇〇さんです。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、33 ページから 34 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 188 号から 193 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 188 号から 193 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 188 号。

委員 ○番 ○○委員、①②③が○番 ○○委員、④⑤が○番 ○○委員、⑥が○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 189 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 190 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 191 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 192 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 193 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 188 号、○番 ○○委員と、①②③が○番 ○○委員、④⑤が○番 ○○委員、⑥が○番 ○○委員でお願ひします。

議案番号第 189 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 190 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 191 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 192 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 193 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員をよろしくお願ひします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願ひします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願ひします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和7年 第1回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年1月7日(火) 9時00分
場所 : 白石町役場 3階大会議室

- 2 あっせん事業について

- 3 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時40分
